

地域医療機能推進機構 湯布院病院附属訪問看護ステーション 契約書

様（以下「利用者」という）と独立行政法人地域医療機能推進機構湯布院病院附属訪問看護ステーション（以下「事業者」という）は、訪問看護サービスのご利用について、次のとおり契約を締結します。

（訪問看護ステーションの目的）

第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すことを目的として、訪問看護サービスを提供します。

（契約期間）

第2条 本契約期間は令和 年 月 日から開始とします。

2 利用者から契約終了の申し出がない場合は、契約は自動的に更新します。

（訪問看護計画と訪問看護サービスの提供）

第3条 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、主治医の指示書に沿い、療養上の目標や具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成し、これに従って「重要事項説明書」に記載した内容の訪問看護を計画的に提供します。

2 事業者は、訪問看護計画書を作成し利用者及びその家族に説明します。

3 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合、訪問看護計画書の変更の対応を行います。

（訪問看護サービスの提供の記録等）

第4条 事業者は、訪問看護サービスの提供に関する記録を整備するとともに、これをこの契約終了後5年間保管します。

2 事業者は、利用者に対し、いつでも保管する利用者に関する記録の閲覧、複写物の交付に応じます。

（訪問看護サービスの利用料）

第5条 利用者は、介護保険等の関係法令に定める利用料を事業者に支払います。

2 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた場合は、その領収書を発行します。

3 事業者は、利用者に料金の変更がある場合は事前に説明し同意を得ます。

4 事業者は、介護保険等の関係法令の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、予めその利用料について説明し同意を得ます。

(利用者負担金の滞納)

第6条 利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以内の期限を定め、その期間満了までに支払いがないときは、この契約を解除します。

2 事業者は、前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区域である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

(利用者の解約権)

第7条 利用者は、事業者に対しいつでもこの契約の解除を申し出ることができます。この場合には、5日間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(事業所の解約権)

第8条 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解約することができます。この場合事業者は、主治医に連絡します。

(契約の終了)

第9条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了します。

- 一 利用者が入院、入所又は転出、死亡した場合
- 二 利用者の病状要介護度等の改善により訪問看護の必要を認められなくなった場合
- 三 事業者が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
- 四 事業者が守秘義務に反したり、常識を逸脱するような行為を行った場合
- 五 その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

(賠償責任)

第10条 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合はその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

(秘密保持)

第11条 事業者は、訪問看護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は、利用者の家族の同意を予め文書で得ない限り、サービス担当者会議などで個人情報を用いません。

(苦情対応)

第12条 利用者は、提供された訪問看護サービスに苦情がある場合は、事業者、市町村及び国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情申し立て又は相談があった場合は、迅速かつ適切に対応します。

(緊急時の対応)

第13条 訪問看護サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。

(連携)

第14条 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたり、主治医及び介護支援専門職、その他保健・医療福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。

2 事業者は、当該契約の変更又は終了に際し速やかに利用者担当者の介護支援専門員等に連絡します。

(契約外条項)

第15条 この契約に定めない事項については、介護保険法等その他の関係法令を尊重して、利用者と事業者が誠意を持って協議のうえ定めます。

私は、本書面により本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項説明書、契約書、個人情報使用同意書、料金について説明を受けました。よって、同意の上契約書に基づく訪問看護サービスの利用を申し込みます。

上記の契約を証するため、本書を2通作成し利用者・連帯保証人（代理人）、事業者が署名の上1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者・利用者 住所

氏名

電話番号

代筆理由

連帯保証人（代理人） 住所

氏名 続柄（ ）

電話番号

指定訪問看護ステーション事業者

所在地 〒879-5193 大分県由布市湯布院町川南 252 番地
湯布院病院附属訪問看護ステーション
管理者 太田 美春

説明者

